

# 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会一会議録

開催日時：平成28年8月19日(金)午後1時30分

開催場所：門真市役所別館3階第3会議室

## ■会議次第

- 1 開会
- 2 案件
  - ① 委員長・副委員長の選出
  - ② 諮問について
  - ③ 会議の公開・非公開について
  - ④ 会議録について
  - ⑤ 募集要項について
  - ⑥ 会議の進め方について
  - ⑦ 選考基準について
  - ⑧ プレゼンテーション審査
  - ⑨ 審査結果報告
- 3 閉会

## ■配布資料

### <事前配布>

「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者募集要項」

「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者 提出書類（副）」

「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募法人採点表 仮採点用紙」

### <当日配布>

「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会次第」

資料1-1 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会座席表」

資料1-2 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会座席表（プレゼンテーション審査時）」

資料2 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会委員名簿」

資料3 「門真市附属機関に関する条例（抜粋）」

資料4 「門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）」

資料5 「審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」

資料6 「門真市情報公開条例」

資料7 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者募集要項」

資料8 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募法人一覧」

資料9 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選考基準」

資料10 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募法人採点表 本採点用紙」

資料11 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業企画書」

資料12 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募申請書類確認用紙」

資料13 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会について（諮問）」の写し

## ■出席者

委員： 小寺委員、郡司委員、道幸委員、五十野委員、大兼委員

事務局： 保健福祉部 宮口次長 障がい福祉課 北倉課長、東谷課長補佐、池尻課長補佐、西本副参事、奥谷主任

傍聴者： 0名

## ■会議内容

事務局： ただ今より、門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会を開催させていただきます。

今日は、ご多忙中にも関わりませず、本委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当させていただきます、障がい福祉課 課長補佐の東谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本委員会の開会にあたりまして、北村副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長： 副市長の北村でございます。

「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会」の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、この度、本委員会委員へのご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございました。また、今日は、大変お忙しい中をご出席いただき、重ねて御礼申し上げる次第であります。

さて、本市では、「門真市第3次障がい者計画」において、「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を基本理念として、障がい者施策の推進に取り組んでいるところであり、国及び大阪府の障がい施策においても、施設や病院から地域への移行を進めることになっておりますが、地域における社会資源の整備はまだまだ不足している状況でございます。

また、障がい者本人のみならず、家族の高齢化も進んでおり、とりわけ重症心身障がい者への様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが、重要な課題となっております。

以上のことから、そうした障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、グループホーム、短期入所、相談支援等の機能を兼ね備えた「地域生活支援拠点」を整備することとなり、本日「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者の選定について」諮問させていただくものでございます。

委員の皆様方におかれましては、門真市の障がい福祉の充実のために、忌憚のないご意見を賜りますようお願いしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

今日は、どうぞよろしく願いいたします。

事務局： 続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

種智院大学 教授の 小寺 鐵也 様 でございます。

門真市民生委員児童委員協議会 副会長の 五十野 文子 様 でございます。  
大阪府立守口支援学校 校長の 郡司 弘子 様 でございます。  
門真市保健福祉部長 大兼 伸央 でございます。

委員5名中、現在の出席者は、5名で資料3「門真市附属機関に関する条例施行規則」第5条に規定されております委員の過半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、本日の案件①「委員長・副委員長の選出」でございます。

お手元の資料4「門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）」の第4条には、「委員長及び副委員長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、選出方法についてはどのようにいたしましょうか。

何かご意見ございますでしょうか。

C委員： 事務局に一任します。

事務局： ただいま、事務局に一任するというご意見をいただきましたが、一任ということによろしいでしょうか。

委員： 異議なし

事務局： 異議なしとのお声をいただきましたので、推薦させていただきます。

委員長には、種智院大学教授として、障がい者施策についての豊富な経験、実績を有されております、小寺委員を推薦いたします。

また、副委員長にも同じく守口支援学校校長として障がい児教育に精通されております、郡司委員を推薦いたします。

ご同意いただけますでしょうか。

委員： 異議なし

事務局： 異議なしとのお声をいただきましたので、委員長を小寺委員、副委員長を郡司委員と決定し、お願いいたしたいと存じます。

それでは、代表といたしまして、小寺委員長に、就任にあたりましてのご挨拶をお願いします。

委員長： 委員長を仰せつかりました小寺でございます。

地域生活支援拠点の多機能型拠点の整備というのは、大阪府下でも北摂地域の2つだけで、この北河内7市においては、初めての整備ということで、モデル的なものになるのではないかと考えており、注目されるものになるのではと思っております。ということから、事業者の選定については緊張しておりますが、委員の皆様にご協力賜わり、進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、案件②、諮問に入らせていただきます。

本日は、宮本市長が他の公務と重なり、出席がかないませんので、代理といたしまして、北村副市長から小寺委員長へ諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。

副市長： それでは、市長に代わりまして諮問書を朗読させていただきます。

門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会

委員長 小寺 鐵也 様

門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者の選定の実施に際し、貴委員会の意見を求めます。

門真市長 宮本 一孝

よろしくお願いいたします。

(北村副市長から小寺委員長へ諮問書原本を手交)

事務局： ありがとうございます。

なお、北村副市長につきましては、誠に恐縮でございますが、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

五十野委員、道幸委員におかれましては、座席の移動をお願いいたします。

それでは、本日配布のお手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会次第」でございます。

資料1-1 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会座席表」でございます。

資料1-2 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会座席表（プレゼンテーション審査時）」でございます。

資料2 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会委員名簿」でございます。

資料3 「門真市附属機関に関する条例（抜粋）」でございます。

資料4 「門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）」でございます。

資料5 「審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」でございます。

資料6 「門真市情報公開条例」でございます。

資料7 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者募集要項」でございます。

資料8 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募法人一覧」でございます。

資料9 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選考基準」でございます。

資料10 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募法人採点表 本採点用紙」でございます。

資料11 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業企画書」でございます。

資料12 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募申請書類確認用紙」でございます。

資料13 「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会について（諮問）」の写しでございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

保健福祉部次長の宮口でございます。

障がい福祉課長の北倉でございます。

同じく課長補佐の池尻でございます。

同じく副参事の西本でございます。

同じく主任の奥谷でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、委員長、副委員長が決定いたしましたので、これ以降の議事進行につきましては、小寺委員長にお願いしたいと存じます。

委員長： それでは、早速議事に入っていきたいと思えます。

次第の案件③「会議の公開。非公開について」事務局より説明をお願いします。

事務局： 本市におきましては、お手元の資料5「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は原則公開するものとしております。しかし、一定の要件を満たす場合は非公開にすることができるとされています。本委員会につきましては、資料6「門真市情報公開条例」第6条第2号に定める不開示情報、つまり申請法人がもつ信用や技術力が選定の決め手となるため、企業秘密にも属するものがあると考えられますので、非公開とすることが妥当であると考えております。

このことについて、ご検討をお願いします。

委員長： いかがでしょうか。公開・非公開ということですが。

一応、事務局としては、非公開で行きたいと、他の審議会等も同様の形でやっておられるということですね。

事務局： はい。

委員長： というご説明ですが、いかがでしょうか。

委員： 異議なし

委員長： そうしましたら、ご意見・ご質問がございませんので、本委員会といたしましては、この委員会を非公開と決定するということに異議はございませんでしょうか。

委員： 異議なし

委員長： ご異議がないようですので、本委員会につきましては、非公開といたします。

委員長： 続きまして案件④、本委員会の「会議録」について事務局から説明をお願いします。

事務局： 本委員会で会議録につきましては、資料6「門真市情報公開条例」の第6条各号に基づき、不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますのでご了承下さい。

また、本委員会での会議録につきましては、資料5「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、選定委員会終了後、2週間以内に会議録を作成し、公表します。

なお、会議録の作成につきましては、資料6「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮し、発言、趣旨などを把握できるようにした上で、申請法人に不利益を及ぼさない形での完全筆記とさせていただきます、ホームページ等により公開しますので、よろしく願いいたします。

委員長： はい、ただいま事務局のほうから会議録の公開と作成についてのご説明をいただきましたが、何か質問はございませんでしょうか。

委員長： よろしいでしょうか。そうしましたら、ご意見が無いようですので、本委員会につきましては、選定委員会終了後、2週間以内に会議録を作成し、公表いたしたいと思えます。

委員長： 続きまして案件⑤、募集要項について事務局からご説明をいただきたいと思えます。

事務局： それでは、募集要項について、簡単にご説明いたします。

お手元の資料7「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者募集要項」1ページをご覧ください。

まず、1番の募集の趣旨でございます。

本市では、「門真市第3次障がい者計画」におきまして、「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を基本理念としまして、障がい者施策の推進に取り組んでいるところでございまして、国及び大阪府の障がい施策におきましても、地域移行、地域定着を進めることになっておりますが、本市におきましては、北河内7市に比べましても、特にグループホームや短期入所等の社会資源がまだまだ不足している状況となっております。

特に、重度障がい者等への地域生活における支援につきましては、家族への依存度が非常に高く、家族の支援力が低下しますと、たちまち地域生活を送ることが困難になるという状況が想定されるところでございます。

また、障がい者等を介護するご家族の高齢化も進んでいることから、安心して地域で暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが重要な課題となっております。

以上のことから、障がい者等の高齢化・重度化に対応し、障がい者等やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、グループホーム、短期入所、相談支援等、居住支援のための機能を集約した多機能拠点型の地域生活支援拠点の建設及び運営事業者を募集す

るものでございます。

続きまして、2番の事業の概要でございます。

(1) としまして、公募にて選定されました事業者が、本市が有償貸与する土地に、募集の趣旨を踏まえた建物を国庫補助金及び自己資金を活用して建設し、運営を行っていただくこととしております。

(2) の必須事業項目といたしましては、重症心身障がいや強度行動障がいがある障がい者等も利用が可能な短期入所を6床以上、グループホームと合わせて、計20床設置すること。2ページに移りまして、障がい者及び障がい児の相談支援を行うこと。障がい者虐待相談等、緊急時における平日夜間と祝休日対応を行うこと。その他、付加機能につきましては、本市の地域協議会での意見も踏まえまして、本市と選定事業者との間で協議を行うこととしております。

(3) の開設日及び竣工年月につきましては、開設日を平成30年4月1日、竣工を開設日に概ね1ヵ月前としております。

続きまして、3番の市有地の貸付条件等でございます。

所在地、面積、建築条件は記載の通りとなっております、(4)の賃貸料につきましては、門真市不動産評価審査委員会で決定した額としまして、建設着工日から賃貸料をいただくこととしております。

ただし、本市の条例で社会福祉法人等、「公共的団体」が公益事業を行う時は、本市の普通財産を無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができると定められていること、市役所庁内で、様々な検討を行った結果、今回の事業は、重度障がい者等も対象としていることから、初期投資及び事業運営にあたっての一定の負担軽減が必要ではないかとの結論に至りまして、この事業に関しては、5年間、時価より5割を軽減した賃貸料での貸し付けが可能としております。以上でございます。

委員長： ただいま事務局の方からご説明いただきました。この件に関しまして委員の皆さんご意見ご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら次の案件に進んでいきたいと思っております。次は、案件⑥、会議の進め方についてご説明をお願いしたいと思います。

事務局： 本日の選定委員会の流れにつきまして、ご説明申し上げます。

今回、事業者の公募を行いましたところ、1法人から応募申請がございました。

この後、選定基準の確認をしたのち、プレゼンテーション審査を実施しまして、事前の書類審査での仮採点も参考に、資料10、「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募法人採点表（本採点用紙）」にて採点をお願いいたします。

プレゼンテーションにつきましては、法人からの自己PRや事業計画書等の説明を行った後、各委員からの質疑応答を行い、採点作業に入ります。

時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度、各委員の採点5分の合計35

程度とします。以上でございます。

委員長： この件に関しまして委員の皆さんご意見ご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして案件の⑦、選考基準について事務局よりご説明をお願いしたいと思えます。

申請法人が提出されました運営事業計画書について、プレゼンテーション審査をしていただくわけですが、具体的な選考基準については事務局からご説明をお願いしたいと思えます。

事務局： それでは選考基準についてご説明いたします。

資料9、「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選考基準」をご覧ください。

3番の選考の基準に記載の通り、評価の項目は、資料11、「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業企画書」に沿って、10項目を定めております。

各項目は、全て10点満点で、合計100点満点となっております。

なお、選考の基準は、委員ごとの採点が選考項目ごとに3割以上あり、かつ採点合計が60点以上であることとしております。

採点につきましては、評価のポイントをもとに、評価の項目ごとに総合的に採点をお願いします。

点数につきましては、資料9の裏面の(3)の採点の基準の表を参照をお願いいたします。

なお、選考項目1の法人の概要・実績・安定性の(3)「法人経営の安定性・継続性」の10点につきましては、かなり、専門的な分野になりますので、公認会計士のB委員のみに採点をお願いしたいと考えております。

選考項目1につきましては、B委員におかれましては、30点で採点していただき、他の委員におかれましては、30点から10点を差し引いた20点で採点していただき、B委員に採点いただきました、(3)「法人経営の安定性・継続性」の採点の点数を他の各委員の採点に上乘せしたいと考えております。

委員長： はい、ありがとうございました。

只今、事務局から選考基準についてのご説明いただきました。

これについて、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ちょっと複雑なところもあるのですが、よろしいでしょうか。

B委員： その辺はちょっと、非常に意見の分かれるところですね。

A委員： 1の(3)をB委員に採点していただくのは、それでお願いしたい思うのですけれども、事前に資料を見せていただいた中で、2番の(3)の「建設における資金調達方法(予定)」というのが、よく分からない状況だったのですけれども。どこをどう見たらいいか、点数をどう付けたらいいのかが分かりにくいなあと思ったのですが、いかがなものでしょうか。事



務局からお答えいただけたらと思いますが。

B 委員： よろしいでしょうか。私の方から説明させていただきます。

自己資金というのは、今持っている貯金がそれになります。その他に補助金が7割ですか、75%か出るようになっていきます。もうひとつは、福祉医療機構とかいう公的な厚労省の管轄の機関がありまして、そこからお金を借りるという事で、それが一般的です。

4行目のところの、自己資金、これはいわゆる貸借対照表で言う貯金のところから取り崩して出す分、それから、整備補助金でもらう分、その他にお金を借りるという分です。借入金が多いと、返すのが苦しくなってくる。というのが一般的な構図であります。

それは、私が聞いてみて、委員の方に説明します。

委員長： よろしくお願ひします。

それでは、他ございませんでしょうか。

事務局： 少し補足ですいません。

今、75%というお話があったと思いますけれども、補助金の上限額が決まっております、補助金の上限額の75%という事ですので、上限額以上の資金が掛かりましたら自己負担となりますので、お願いいたします。

B 委員： 一応どれぐらいを予定されているのか、金額を具体的に聞かせていただこうかと思っておりますので、そこははっきり言って上限を超えるような事になったら、ちょっと資金繰りというか、財務的にきちんと計画がなされていないという危惧が出てまいりますので、あまり好ましくないとなります。あとは、事務局で補足説明していただけたらと思います。

委員長： はい、よろしくお願ひします。

他、ございませんでしょうか。

委員長： 無いようですので、只今、事務局からご説明がありました選考基準で審査を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、プレゼンテーション審査に移りたいと思ひますが、プレゼンテーション審査の前に事務局から申請書類についての説明をお願ひします。

事務局： それでは、申請書類についてご説明いたします。

資料12、「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募申請書類確認用紙」により応募に必要な申請書類の全てが揃っていることを事務局で事前に確認しております。

なお、事前にお渡ししております、水色のファイルの申請書類の94ページから113ページの就業規則及び具体的な金額が明記された給与規則等では、門真市地域生活支援拠点における職員の雇用が適正に行われていることを確認するため、就業規則及び賃金規定の写しの提出を求めています。

委員長： はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまから案件⑧、プレゼンテーション審査に入っていくという段どりよろしいでしょうか。

そうしましたら、プレゼンテーション審査について、その他、事務局から説明することはございますでしょうか。

事務局： 得点につきましては、各委員に配布しております、資料 10、「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募法人採点表（本採点用紙）」に得点を入れていただきたいと存じます。

委員長： はい、ありがとうございます。

それでは、只今からプレゼンテーション審査を行います。

法人さんにご入室してもらって下さい。

（門真共生福祉会 入室）

事務局： それでは、まず初めに、法人名と役職、氏名を述べた後、20分以内で門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業企画書のプレゼンテーションを行って下さい。

5分前と1分前になりましたら、ベルを鳴らしますので、時間内にまとめて下さい。また、20分になりましたら終了のベルを鳴らしますので、ただちにプレゼンテーションを終了して下さい。

プレゼンテーション終了後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にご回答をお願いします。

なお、審査で発言された内容は全て記録され、御法人が当事業を運営する場合には、遵守すべき事項となり、また、必要があれば公表の対象となることがありますので、ご了承ください。以上でプレゼンテーションについての説明を終わります。

（門真共生福祉会 プレゼンテーション）

（門真市情報公開条例第6条第2号の規定により非公開）

委員長： それでは、プレゼンテーションも終了いたしましたので、委員の皆様には5分程度で、資料 10 の「門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者応募法人採点表（本採点用紙）」を用いて採点をお願いいたしたいと思えます。

A 委員： ひとつ事務局にお聞きしたいのですけれども。

スタートまでの工程表が、企画書の中には入っていないのですけれども、それは、元々要求していないから、今は考慮しなくていいという事ですか。

事務局： その通りです。

A 委員： 当然なんとかこの期間内に、ほんとに建つのかと心配しているのですけれども、そこはしようが無いという事ですね。分かりました。

(各委員、採点表を記入)

委員長： それでは、集計が終わるまで、15分の休憩とします。

(15分間の休憩及び集計)

委員長： それでは、事務局より審査結果について報告をお願いします。

事務局： それでは、審査結果について報告いたします。

審査の結果、門真共生福祉会の合計得点は343点で、各委員の採点が項目ごとに3割以上あり、かつ採点合計が60点以上となっております。

以上で、審査結果の報告を終わります。

委員長： ありがとうございます。今の報告どおり合計点数が343点で基準点以上となりましたので、社会福祉法人 門真共生福祉会を門真市地域生活支援拠点の運営事業者として決定する事に、ご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

委員長： それでは、社会福祉法人 門真共生福祉会を門真市地域生活支援拠点の運営事業者として決定し、市長に答申を行うこととします。

続きまして、書類審査及びプレゼンテーション審査を通しまして、委員の皆さんから、ご意見、ご感想がありましたら、伺いたいと思います。

B委員： 先ほど申し上げたのですけれども。意見を付して、良かった点とか悪かった点を書いて向こうに伝えてあげるといのは、いかがでしょうか。そうやっているところもあるのですが。他の委員の方のご意見は。

委員長： そうですね。

そういう例は門真市さんでは、ないのですかね。点数だけじゃなくて。

B委員： 意見を付して、委員として合格はさせたけれども、是非こういう運営をしていって欲しいとか、こういった点が良かったとか、書いているケースがあるのですけれどもいかがでしょうか。

事務局： 通知自体にそういった事を書くような形はとっておらないのですが、委員会の中で出された意見というのは、事務局の方でしっかりと法人に伝えていきますので、何かご意見があれば、この場でご発言いただいて、もちろん記録も取りますので、伝えていきたいと思っております。

委員長： 今後法人と詰めていく中で、今日出た意見を含めて調整をしていくと。

事務局： そうですね。今後法人とは、どの事業をどうやって行っていくかしっかり詰めていきますので、その段階でいただきましたご意見をきっちり反映できますようにしていきたいと思っております。

委員長： 今日の意見は申請法人さんも聞いておられるので、そのあたりも今後の話し合いの中でしていくという事で、よろしいですか。

委員長： それでは、他ございませんでしょうか。

委員長： それでは、今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、今後のスケジュールについてご説明します。

まず、申請法人に対しましては、選定結果を郵送により通知し、運営事業者となる法人との間で、契約又は協定を締結してまいりたいと考えております。

また、選定結果については、市長に答申後、公表し、本選定委員会の会議録につきまして、本日より2週間以内に作成し、公表いたします。

最後になりますが、本日は、大変お忙しい中、貴重なお時間を割いていただき、また、門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者を選定いただきました事を、事務局一同心から御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

委員長： 以上をもちまして、門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者選定委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。